

2020年5月18日

国土交通大臣
赤羽一嘉 殿

全国交通運輸労働組合総連合
中央執行委員長 園田 龍一

新型コロナウイルス感染症対策に関する要請

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染拡大防止措置により休業等を要請された業種や施設がある一方、交通運輸業については「社会生活を維持するための必要な業種」と位置付けられており、適切な感染予防策を取りながら日常生活に必要な人流・物流を滞らせることのないよう、感染のリスクと闘いながら使命感を持って日夜業務に当たっています。

つきましては、現場で働く労働者の感染を防止するとともに、運行の安全・安心の確保、さらには雇用維持と事業の存続に向けた観点から下記の通り要請します。

記

1. 新たな補助制度の創設について

交通運輸産業として感染拡大を防ぐため、マスクの着用や消毒液を利用した除菌装置を設置して運行を継続しているが費用負担もままならない。したがって、感染拡大防止に向けて「新型コロナウイルス対策助成金制度（仮称）」を創設し、マスクや消毒液購入費及び除菌装置設置費用等に対して助成金を交付されたい。

2. 感染拡大終息後の地方への観光客誘致施策について

補正予算の中に、新型コロナウイルス感染症拡大が抑制された後の観光施策の予算が盛り込まれているが、高速道路を利用した観光客の増大により高速道路の渋滞やSA/PAの激しい混雑により、トラックや高速バスなどの営業車両の運行が支障を来すことが予想される。ついては、高速道路通行料金については当間の間、営業車と自家用車に格差を設けるとともに、観光施策として実施されている休日割引の拡充を図ることなく、航空機・鉄道・バス等の公共交通機関を利用した観光客誘致政策を講じられたい。

3. 燃料課税をはじめとする自動車関係諸税に減免について

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ収まらない状況下で事業を行っているものの、利用者減による減収の状況が続けば今後の事業経営も先が見えない状況になっている。したがって当面の間、「新型コロナウイルス対策」として自動車関係諸税の減免、それに伴う消費税のタックスオンタックスの免除、また、バスターミナルや駐車場、関連施設などの固定資産税の減免やターミナル等施設使用料の減免措置を財務省と連携して対策を講じられたい。

(トラック部会)

1. トラック運送事業への理解促進について

トラック輸送は国内輸送の9割を担う暮らしと経済を支えるライフラインとしての役割をはたしており、緊急事態宣言が出されている中であっても、物流を止めてはならないという使命感から、自らの感染リスクの中にあってもエッセンシャルワーカーとして国民に必要な物資輸送を継続して行っている。

一方で、マスクを着用していないことを理由に配送先から荷受けを拒否されたり、またトラックドライバーが誹謗中傷を受けたり、愛媛県などではドライバーの子供が差別的な扱いを受けている事例もあることから、トラック輸送の果たしている役割について広く正しい理解が得られるよう周知徹底を願いたい。

また、緊急事態宣言を受け、様々な施設で休業や閉鎖などの措置がとられているが、物流を担うトラックドライバーが健康や衛生面を気にすることなく安心して業務に取り組むことができるよう、運行中に多くのドライバーが利用する施設（トイレ、シャワールームなど）については、閉鎖等の措置がされないよう、関係機関へ要請されたい。

2. 高速道路料金の負担の軽減について

高速道路料金の大口・多頻度割引については、輸送量の落ち込みにより高速道路を利用する頻度が減少し、従来の割引率が適用できない事業者が多くいることから、経済対策の一環として新型コロナウイルスが終息するまでの期間限定で従来の割引率を担保するなどの特例措置をとられたい。

(軌道・バス部会)

1. 新たな補助制度の創設について

路線バスにおいて補助要件があるが、移動自粛に伴う利用者減によって補助要件を満たせない場合が生じる。併せて、この影響で新たに赤字路線なる場合もある。これらの補助については国庫と地方自治体からの交付となるが、迅速な対応をしなければ運行できなくなる可能性もあることから、新型コロナウイルスに特化した「新型コロナウイルス対策補助制度（仮称）」を創設し、少なくとも対前年比の収支を鑑みた減収部分について補助をされたい。併せて、都市間高速バスについても、同様の措置を講じられたい。また、貸切バスにおいては、学校に対する一斉休校に伴う修学旅行のキャンセル、スクールバス等の需要減、通学定期券の払い戻し、インバウンドのキャンセル等で2月末から6月まで全く仕事がない状況に陥った。このままの状況が続けばさらに倒産する企業が続出する可能性があることから、その損失に対する補填を「新型コロナウイルス対策補助制度（仮称）」で補助されたい。

(ハイヤー・タクシー部会)

1. 飛沫感染防止装置の助成について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため乗客と乗務員の安全・安心確保の取り組みとしてタクシー車両内における運転席と後部座席を隔離する飛沫感染防止のシールド（仕切り）設置費用を助成されたい。

2. 貨物運送（宅配事業）の時限的な許可について

外出自粛要請に伴いタクシー事業者にもデリバリーサービスが特例的に許可された。利用者からは好評であるが件数にも限りがある。一方で外出自粛要請により宅配便の荷物個数も増加しているがドライバー不足が慢性化している。このことからタクシー事業者による貨物運送（宅配事業）についても時限的に許可されたい。

3. キャッシュレス化の推進について

今やハイタク産業でも、キャッシュレスは利用者にとってメリットが大きくなったと言える。コロナ感染拡大防止という点においても効果が期待できる。政府もこれまでキャッシュレス化の推進のため助成制度を行ってきたが、なお一層の普及に向け機器導入等について助成されたい。

但し、キャッシュレス手数料の運転者負担は完全廃止が前提となる。

以上